

令和7年5月1日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医病002
- (2) 調達件名 「へムサイト®診断薬・へムサイト®解析プログラムを用いたがん遺伝子パネル検査」に伴う遺伝子解析業務
- (3) 請負期間 令和7年5月16日から令和8年3月31日まで
- (4) 請負場所 国立大学法人大阪大学医学部附属病院

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 衛生検査所として都道府県知事の登録を受けている者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課用度第三係
電話 06-6879-5181
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和7年5月9日(金) 17時15分
※2. 見積参加資格(3)を確認出来る書類も合わせて提出

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

請負名:「ヘムサイト®診断薬・ヘムサイト®解析プログラムを用いたがん遺伝子パネル検査」に伴う
遺伝子解析業務

- 1 国立大学法人大阪大学医学部附属病院(以下「発注者」という。)が発注する「ヘムサイト®診断薬・ヘムサイト®解析プログラムを用いたがん遺伝子パネル検査」(以下「本検査」という。)に伴う遺伝子解析業務委託は本仕様書により行うものとする。
- 2 契約期間は、令和7年5月16日から令和8年3月31日までとする。なお、契約期間満了日の1ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を一年間継続するものとする。ただし、契約の全期間は令和10年3月31日を超えないものとする。
- 3 代金は、検収後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 4 本契約は別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 5 その他詳細については、発注者と受注者との協議によるものとする。

【仕 様】

(1) 本検査の概要

本検査は、患者由来の腫瘍検体及び同一患者由来の非腫瘍検体から抽出されたDNA,RNAを用い、複数の遺伝子における置換、挿入、欠失、コピー数異常および構造異常などの変異等の検出および解析を行う。

(2) 再委託等

発注者は、受注者が本検査の製造販売業者である大塚製薬株式会社に再委託すること、ならびに大塚製薬株式会社の提供するヘムサイトポータルを、本検査にかかる「検査依頼書作成」、「中間報告書及び検査結果報告書取得」にも使用することを予め承諾する。

(3) 本検査の詳細

- ① 発注者は、本検査を委託する前にヘムサイトポータルのアカウント申請を大塚製薬株式会社及び受注者に行い、利用可能な状態にセッティングする。
- ② 発注者は、本検査被験者の氏名を匿名化した上で専用依頼書を作成する。
- ③ 発注者は、ヘムサイトポータルにより依頼情報を入力し、指定された検体保存容器に封入された腫瘍検体、非腫瘍検体と専用依頼書を受注者に対し交付する。ただし、次条による受注者の確認で検体に不備があった場合、受注者は検体と専用

依頼書を回収しないものとする。

- ④ 受注者は、③により発注者から交付された検体と専用依頼書の内容を確認し受領する。当該検体と専用依頼書は受注者の関連する解析施設へ発送し、関連解析施設到着後、検体と専用依頼書の受領を確認する。
- ⑤ 受注者は、患者由来の腫瘍検体及び非腫瘍検体から抽出された DNA, RNA を用い、複数の遺伝子における置換、挿入、欠失、コピー数異常および構造異常などの変異等の検出および解析を行う。
- ⑥ 本検査に関する発注者への報告(中間報告書及び検査結果報告書)は、ホームページにより実施する。報告書作成後、大塚製薬株式会社は電子メールにて発注者へ連絡をする。連絡を受けた発注者は、ホームページを使用して報告書(中間報告書及び検査結果報告書)を受領する。
- ⑦ 受注者は、本検査に関する発注者からの問い合わせに対し、必要に応じて大塚製薬株式会社とのコミュニケーションサポートを実施する。

(4) 本検査の受託要件

- ・中間報告(Fast-Track)の結果を概ね 7 日で返却できること。
- ・受託者は、遺伝子・病理部門においてCLIA認定を取得していること。
- ・予約検査でなく、月～金曜日に受託が可能であること。月～金曜の祝日前日も受託が可能であること。
- ・体腔液および骨髄クロットでの出検が可能であること。

(5) 本検査の予定件数

年間 約20件

見 積 書

調達番号：医病002

調達件名：「ヘムサイト®診断薬・ヘムサイト®解析プログラムを用いたがん遺伝子パネル検査」に伴う遺伝子解析業務

見 積 金 額 合 計 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 「ホームサイト®診断薬・ホームサイト®解析プログラムを用いたがん遺伝子パネル検査」
に伴う遺伝子解析業務

請負代金額 金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 野々村 祝夫 と受注者との間において、上記請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙1の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。ただし、検体検査関連の法令等により取り扱いが異なる場合はこの限りではない。

第4条 契約期間は、令和7年5月16日から令和8年3月31日までとする。なお、契約期間満了日の1ヶ月前までに発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を一年間継続するものとする。ただし、契約の全期間は令和10年3月31日を超えないものとする。

2 前項に定めた契約期間中、国立大学法人大阪大学医学部附属病院から提示される仕様書で求めた基準を満たさない場合、発注者は、契約を解除することができるものとする。

第5条 受注者は発注者に対し、業務完了後、検査報告書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院がんゲノム医療センターに送付する方法で交付するものとする。

第6条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第三係に送付すべきものとする。

第8条 契約保証金は、免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 野々村 祝夫

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。